

平田商工会議所会報

<http://www.hirata-cci.or.jp/>

Vol.153 May.2007



心からのおもてなしを
お約束いたします。

この度、割烹本庄屋としてオープン致しました。その際には皆様方の暖かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。
スタッフ一同、何事にも「感謝」の心で接してまいりますので、より一層ご愛顧頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

割烹本庄屋

した。道路の早期整備は、地元住民が熱望している事項であるとともに、河下港としての効率的な物流等経済効果も期待されます。出雲市の支援も得ながら、引き続き国、県に対して早期整備を要望します。

4、風力発電事業について

二月に島根県から林地開発許可が出され、いよいよ工事が着工されました。この一年間、関係各機関への早期着工に向けた要望・請願を行うとともに地元企業への工事発注要望や各種説明会開催等に協力をしてきました。

今後とも機会あるごとに地元企業への工事発注の要請を行う等関係強化してまいります。一方、風車建設場所となる島根半島の現状を海上から視察する等現地の状況を把握や将来の観光事業開発等に繋がる活動も実施したいと考えます。

5、出雲市中心市街地(東部都市拠点地区)活性化協議会について

昨年十一月に協議会を設立し、具体的な基本計画を策定して、認定が得られるように出雲市と連携しながら取り組んでおります。

この協議会は、昨年出雲市に提出した「平田地域中心市街地活性化検討に関する報告書」事業を核に民間事業も取り入れて事業計画を作成し、国の認定の下に事業実施するものです。計画を皆様方にご提示できる段階にありますが、観光を大きな柱として、中心市街地の活性化を図れるよう検討を加えています。いづれにしても、検討しています事業は、平田地域に必要な事業ばかりであり、認定の可否に係らずこの一年の大きな事業として積極的に取り組む考えております。

6、河下港沖防波堤の整備について

河下港の五〇〇トンバースは、今秋に完成いたしますが、この機能をより発揮させるためには、沖防波堤の整備が欠かせません。島根県では、平成二十四年から工事を着工する予定となっておりますが、関係者で組織された「河下港防波堤(沖)配置計画検討委員会」等を通じて早期整備を働きかけたいと考えております。

7、特産品および観光開発等について

地域資源を活用した特産品づくりや産学官連携による新技術の開発は、平成十九年度の経済産業省の中心施策であり、地域資源を掘り起こし具体的な事業計画を策定のうえ、国の支援を得ながら実施に向けた活動を展開していきたいと考えます。

特に豊富な農水産物を利用した製品開発は、素材を提供するだけであつたものに付加価値をつけることであり、関係企業等とも連携を図りながら取組みたいと考えます。

工事中工された風力発電事業は、日本一の施設であり、平田地域のメインシンの開発や観光資源としての利用にも取り組めます。

8、新規事業の支援

空店舗対策については、十九年度の島根県補助金が受けられるように出雲市を通じて申請を予定している先があります。しかしながら、現在の空き店舗は住宅と兼用となっている場合が多く、チャレンジショップも含めて利用が難しいことは認識しておりますが、案件をひとつひとつ整理するなかで、対応していきたいと考えます。

特産品開発については、お茶を核とした複数の製品の開発を予定しております。この事業に係る開発費用については経済産業省に補助金の申請をしております。会費所が中心となって実施します。

9、東部工業団地等平田地域への企業誘致について

地域活性化の大きな柱の一つは企業誘致であり、区画が残っている東部工業団地等への誘致実現に向けて、島根県等から情報収集し、素早い対応ができるよう体制強化に努めます。

特に、島根県新産業創造ブレイン等県外在住有力者から他地域に先駆けて情報が提供されるような強固な関係を構築したいと考えます。

10、会員の皆様方との交流について

移動商工会議所については、今年度も引き続き実施いたします。

所報は、十八年度は平田地区以外の事業所には職員が直接お届けしましたが、十九年度は平田地区の皆さんの事業所へお届けいたします。

昨年の十月からは、「会議所サロン」として、毎月第二・第四水曜日にも何でも相談会を開始しましたが、有休不動産の処分等多くの相談があり、解決した案件も多数あります。引き続き開催しますと同時に多くの方の会員の皆様にご利用いただけるようPRしたいと考えます。

また、昨年度は、過去に例を見ないほど多くの企業改善アドバイザー派遣事業等で会員企業への専門家による指導事業に取組みました。今年度も引き続き積極的に取組み個別企業の体力強化等につなげたいと考えます。

昨年度の会員アンケートで、外部講師を招いての講演会等について時間の制約があり、参加したくもできないとの意見をいただいたり、今年度から録音をしてご要望があれば提供したいと考えております。また、CATVにつきましても有効に活用したいと考えます。

11、展示会での会議所ブースの提供について

県外で開催される展示会において、商工会議所としてブースを確保し、会員の皆さんに場所を提供したいと考えております。実費は参加企業負担となりますが、商談機会の増加や県外での商談会参加のきっかけになると考えます。

12、会議所創立六十周年記念事業の検討について

平成二十年七月に創立六十周年を迎えますが、実行委員会を設立し、具体的な事業内容の検討をいたします。

13、会議所の活性化について

職員は、明るく率先して行動すること第一義に皆様方から信頼されるよう努力します。今年度の行動指針として

- ・自己啓発の実施
- ・責任感ある仕事の徹底
- ・目標管理の徹底

を掲げ個別職員に対する個別面接指導により積極性を促すとともにレベルアップを目指します。

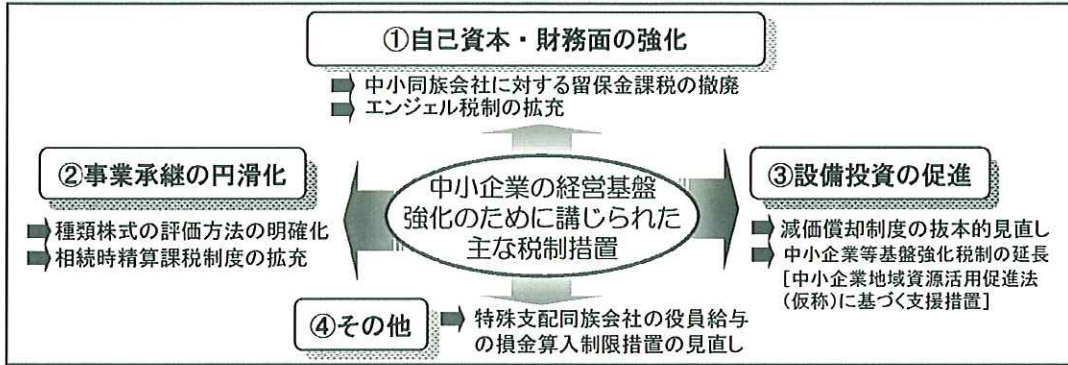
平成19年度収支予算書総括表 (単位：千円)

	平成19年度 予 算 額	平成18年度 予 算 額	比 較 増 減
一 般 会 計	45,828	46,059	△ 231
中 小 企 業 相 談 所 計	47,860	49,051	△ 1,191
共 済 ・ 労 働 ・ 会 館 計	31,555	28,522	3,033
法 定 台 帳 計	365	375	△ 10
小 計	125,608	124,007	1,601
財 政 調 整 基 金 計	63,313	63,210	103
会 議 所 会 館 整 備 計	33,897	33,868	29
共 済 還 元 事 業 計	2,213	3,200	△ 987
周 年 事 業 計	3,004	2,001	1,003
小 計	102,427	102,279	148
合 計	228,035	226,286	1,749



平成19年度

中小企業関係税制の改正ポイント

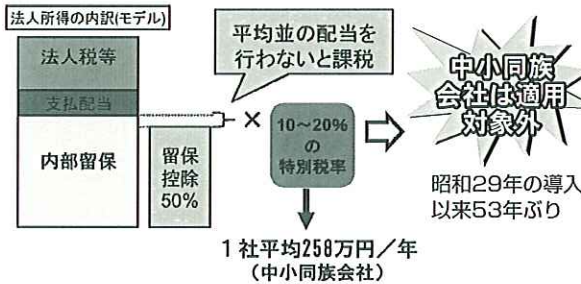


© 2006-2007 The Japan Chamber of Commerce and Industry

①自己資本・財務面の強化

中小同族会社に対する留保金課税の撤廃

改正点 中小同族会社（資本金1億円以下）は、留保金課税の適用対象から除外されます。



エンジェル税制の拡充

改正点 ベンチャー企業への投資に対する税制優遇措置です。この制度の適用企業になると、直接投資を呼び込みやすくなります。今回の改正で、適用企業の要件が緩和等が行われます。



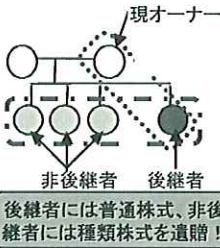
適用要件緩和

- 自社が該当企業であるか、事前確認が可能に
 - ➡ 投資家への積極的なPRが可能
 - 従業員要件に、研究者の他、開発者(※)が加わる
 - 設立2年以上の企業は売上高成長率基準(25%~)が加わる
 - ➡ サービス業なども対象に
- ※商品・サービス等の企画・開発者、マーケティング担当者等

②事業承継の円滑化

種類株式の評価方法の明確化

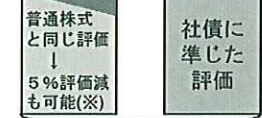
改正点 事業承継対策に資する種類株式の評価方法が明確化され、事業承継の計画が立てやすくなります。



【事業承継対策に資する主な種類株式】

非後継者の相続人には議決権のない種類株式を

- 配当優先の無議決権株式
- 社債類似株式



議決権はないが、財産価値の高い株式
※評価減分を普通株式に加算

一定期間は後継者の独断専行経営を防ぎたいオーナーに

- 拒否権付株式

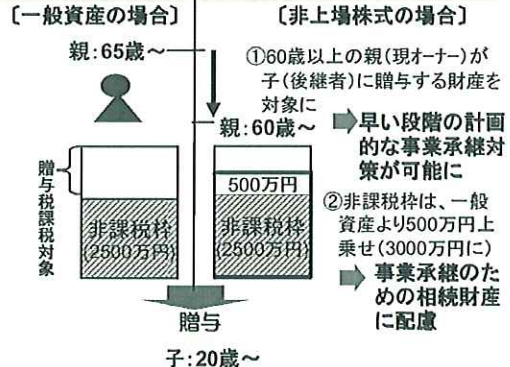


議決に際し拒否権発動可能な株式

相続時精算課税制度(※)の拡充

※贈与者1人あたり2500万円の贈与まで非課税。これを越える部分については税率一律20%で課税。相続時には、相続財産にかかる相続税額から、既に支払った贈与税額を控除する。

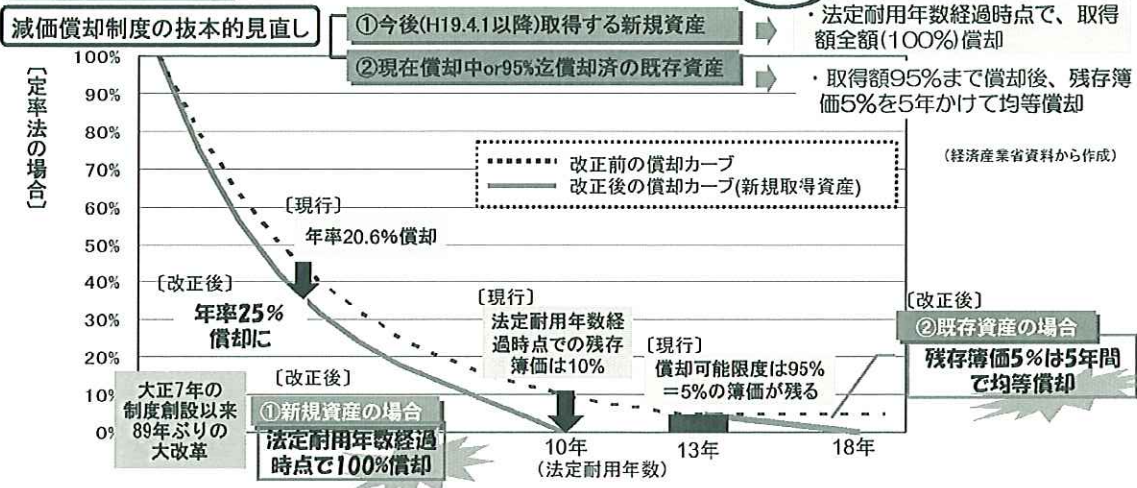
改正点 事業を承継させるために、非上場株式を後継者に贈与した場合、①年齢要件の緩和、②非課税枠の拡大が認められます。



今後の課題

平成19年度与党税制改正大綱において、「事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する」ことが示されました。今後、包括的な事業承継税制の確立に向けて、検討が進められる予定です。

③設備投資の促進



中小企業等基盤強化税制

延長 (平成21年3月31日まで)

資本金1億円以下の中小企業で

- 中小卸・小売・特定のサービス業者(※)の取得する機械など
- 中小企業新事業活動促進法の支援対象企業の取得する機械など (取得費用あるいはリース費用が一定額以上であることが必要です)

※以外の業種の中小企業で設備投資をされる方は、中小企業投資促進税制(全業種対象)をご検討ください。

追加

- ・ 特別償却 (初年度30%)
- または
- ・ 税額控除(7%)

中小企業地域資源活用促進法(H19通常国会提出予定)に基づき、事業立ち上げ・拡大のために取得する設備も、この措置の対象に。

〔参考〕

- 特別償却
- ・ 機械-15%
- ・ 建物-8%

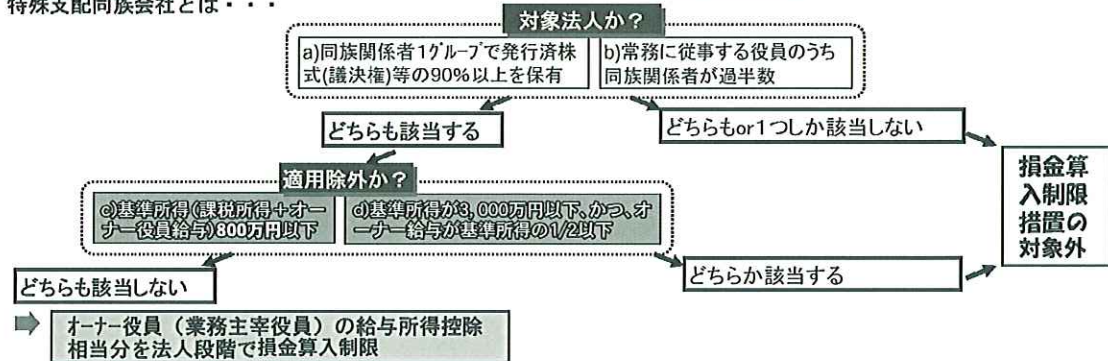
地域産業活性化法(H19通常国会提出予定)に基づき、「基本計画」を策定した地域における新規企業立地を支援

④その他

特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限措置の見直し

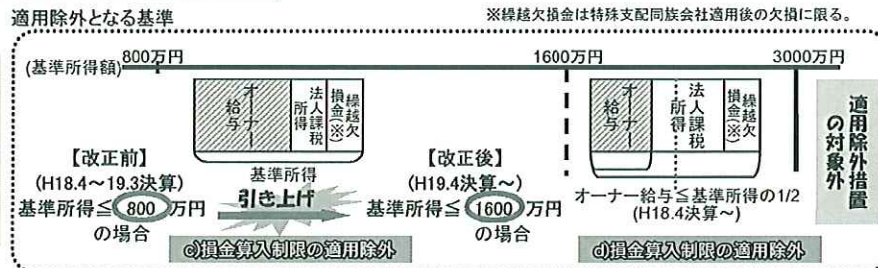
18年度改正で導入

特殊支配同族会社とは・・・



改正点

上記c)の基準所得が大幅に引き上げられ(800万円→1,600万円)、適用除外となる(=損金算入制限されない)事業者の範囲が拡大されます(平成19年度～)。



※詳細については、日本商工会議所ホームページ (<http://www.jcci.or.jp/zeisei/H19zeisei.html>) をご覧ください。

『スキルアップそしてチャレンジ』



去る4月16日、当所において平成19年度定時総会を開催し、平成18年度事業報告並びに収支決算、平成19年度事業計画(案)並びに収支予算(案)につ

いて審議し、原案どおり承認されました。

続いて行われた新入会員紹介では、石田卓也君(山陰合同銀行 平田支店)、西尾精市君(ニシオ脩)、平野宗一君(有ヒラノ)、横野克洋君(横野司法書士事務所)の4名が紹介されました。

総務委員長 原 憲司

平成19年度 簿記検定 年間スケジュール

平成19年度に平田商工会議所で行います簿記検定は、下記のとおりですのでお気軽にご受験ください。

<検定日程>

受験級	募集期間	施行日
1~4級	4月18日~5月11日	6月10日
1~4級	9月28日~10月19日	11月18日
2~4級	1月4日~1月25日	2月24日

<検定試験受験料>

級別	受験料(税込)	級別	受験料(税込)
1級	7,500円	3級	2,500円
2級	4,500円	4級	1,600円



観光看板希望者の募集

国道431号湖遊館入口に設置されている観光案内看板(青年部所有)をお譲りします。ご希望の方は5月18日(金)までに商工振興係までご連絡下さい。なお、多数の場合は抽選とさせていただきます。

- 大きさ: 縦1.8m×横4.5m
- 材質: 木製

平田商工会議所共済制度

保険の世界ブランド。アクサがあなたをサポート。

新大型保障プラン

アクサのファイナンシャル・プロテクション

定期保険



普通傷害保険



アクサ生命保険株式会社
(アクサグループライフ生命業務代行)



アクサダイレクト
アクサ損害保険株式会社

世界トップクラスの
保険・金融グループ、
アクサで実現。

<http://www.axa.co.jp>



アクサ生命保険株式会社 出雲営業所

〒693-0011 出雲市大津町1131-1 出雲商工会館

経営改善アドバイザー派遣のご案内

売上の減少など一定の要件を満たす中小企業で、販売促進、利益率の向上、財務体質の強化など経営の改善に関するアドバイスを必要としている企業を対象に、専門家を派遣します。

対象 ①中小企業、組合、任意グループで、直近の決算書で次の要件のいずれかを満たす方

- (1) 前年対比で売上高及び経常利益が減少、又は2期連続欠損
- (2) 債務超過
- (3) 長・短期を合わせた借入金が、年商の1/2以上
- (4) その他
上記(1)～(3)に準ずる場合

②建設業及び建設関連業者で、経営革新や新分野進出を検討されている方

(なお、②に該当する方は、前項①に掲げる4つの経営状況の要件制限はありません)

派遣内容 (1) 費用負担

アドバイザー派遣に必要な謝金・旅費は、全額を実施機関で負担いたします。但し、謝金額については、あらかじめ実施機関とアドバイザーとの間で交渉させていただきます。また、旅費については、実施機関の規定により算出いたします。

(2) 派遣回数

1社3回までです。(平成20年3月14日までの間。但し、予算がなくなり次第終了します)

(3) アドバイザーの選定

派遣するアドバイザーについては、申込の際ご指名ください。なお、アドバイザーに知見のない場合は、ご相談ください。

窓口機関 経営革新支援アドバイザーセンター

【お申し込み・お問い合わせ】 当所指導課 TEL 63-3211

●お困り事はありますか?●

個別法律相談



※相談料は無料ですが、事前の予約が必要です。

その他の法律問題でお悩みの方

事業合併・事業閉鎖

ビジネスのトラブル
(債権回収・高利・保証人・相続)

日 平成19年 5月8日(火)
6月19日(火) 午後1時30分～3時30分

※但し、弁護士の都合で日程が変更になる場合があります。

場 所 平田商工会議所
弁 護 士 大賀 良一氏
相 談 内 容 法律問題



●お問合せは…

商工会議所 まで ☎ 63-3211

金融情報

— 国・県の制度融資 —

貸付制度	融資の種類	融資利率(年)	限度額	返済期間	保証人
国民生活金融公庫	普通貸付	2.5%	4,800万円	運転5年以内 設備10年以内	1人以上
	マルケイ資金 (無担保無保証)	2.2%	※550万円 別枠450万円 (経済環境変化貸付)	運転5年以内 設備7年以内	不 要
島根県制度資金	一般設備 (設 備)	2.0% 保証料 0.4~1.7%	8,000万円	12年以内	法人1人以上 個人原則不要
	一般運転 (運 転)	2.2% 保証料 0.4~1.7%	5,000万円 (月商の3ヶ月 分以内)	7年以内	法人1人以上 個人原則不要
	小規模企業 育 成 (運転・設備)	1.9% 保証料 0.4~1.7%	1,250万円 (月商の3ヶ月 分以内)	7年以内	法人1人以上 個人原則不要
	創業者支援	1.8% 保証料 0.4~1.7%	設備5,000万円 運転3,000万円	設備12年以内 運転7年以内	法人1人以上 個人原則不要

※詳しくは、当所金融係にお尋ね下さい。(TEL 63-3211)
平成19年4月11日現在

しまね子育て応援企業 こころカンパニー 大募集

書 旨

少子化が進行する中で、島根県では子育て中の従業員を積極的に応援する企業を「しまね子育て応援企業（こころカンパニー）」に認定し、積極的なPRと融資制度での優遇などにより認定企業を支援する制度を開始しました。

認定のメリット

- ★認定企業を積極的にPRします…企業のイメージアップと優秀な人材の確保につながります
 - 県ホームページ・新聞紙上で積極的にPRします。
 - 広告、商品、求人広告などへの「こころカンパニー」マーク・ロゴの使用ができます。
 - 優れた取り組みの企業を表彰します。
 - 優良企業の事例をフォトしまねなどで紹介します。
- ★融資制度での優遇
 - 県の中企業制度融資において低利の融資が受けられます。
 - 商工中金の低利融資制度「しまね子育て応援企業サポートローン」が利用できます。

認定基準

- こころカンパニー認定審査票において、各企業の「仕事と家庭の両立支援」、「働き方の見直し」、「男女共同参画」への取り組み状況を審査し、以下の条件を満たしている企業を認定します。
 - ① 基本項目審査の要件を満たし、かつ
 - ② こころ度審査で、こころポイントが「40こころ」以上の企業
- 認定にあたり、ヒアリングの実施と関係書類の提出を求められることがあります。

認定の有効期間

認定日から3年を経過後、初めて到来する3月31日まで



申請・問い合わせ

所定の認定申請書に必要書類を添付し、郵送してください。 電話：0852-22-6475 FAX：0852-22-6045 e-mail：shoshi-taisaku@pref.shimane.lg.jp
 ※申請書の様式等の詳細は、ホームページまたは電話でご確認ください。 ホームページ：http://www.pref.shimane.lg.jp/health/syoushika/syoushika/cmsprtt/cocom/boshu.html
 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県少子化対策推進室 まで



AXA-20-0603-0063/9F7

その時、頼れるものは何だろう。

「アクサ生命」は商工会議所共済制度を通じて皆さまの生活をサポートしています。

頼れる安心がここにはあります
 これからの人生を一生涯サポートする
 それが「終身医療保険1095」です

入院のこと介護のこと年金のこと不安を感じているあなたに
 まとめて安心の終身医療保険1095がさらにパワーアップ。

終身医療保険(03)
終身医療保険1095
Care
First
 フレックスケア特約&ファーストケア特約
 介護終身保険特約 介護終身給付特約

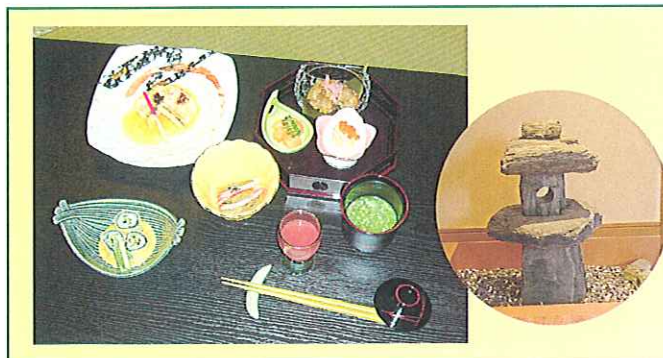


アクサ生命

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー TEL03-6737-7777(代表)
 http://www.axa.co.jp/ifei/
 ご検討に際しては、「商品パンフレット」ご契約のしおり・約款」を必ずご覧下さい。
 Be Life Confident

新入会員紹介

事業所名	代表者名	業 種	住 所	TEL
小 畑 商 店	曾田 徳義	み や げ 品 店	小 境 町	69-1120
古平田簡易郵便局	錦織 敬子	簡 易 郵 便 局	平 田 町	62-2905
ファミリーマート斐川荘原町店	本間 幸夫	小売業(コンビニエンスストア)	斐川町大字荘原町	73-7755
㈱ プ ラ テ ッ ク	角之倉秀行	金 属 加 工 業	小 境 町	67-9058
ベ ス ト オ ー ト	柳 樂 洋	二輪四輪販売修理	平 田 町	63-7739
マルゼン装飾	土江 善三	室 内 装 飾	平 田 町	62-5868



- ◆ 送迎等も承ります。
- ◆ 忘・新年会、同窓会、慶事の宴会、ご法要の会席、各集会の会席等としてご利用ください。

刺烹本庄屋

〒691-0001 出雲市平田町1144-2

TEL 0853-63-2478

表
紙
紹
介